

1 支援を必要とする子どものための部会における御意見及び本市の考え方

資料3

A. 計画記載事項に関するご意見

項番	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
1	第1回	全体	計画において、家庭養育優先原則がどういう位置付けなのか示してほしい。	有	5	全体像の図で記載しております。
2	第1回	全体	計画の策定という網羅的な説明が多いので、グラフ化や適宜パワーポイントを活用するなど、資料の見せ方を工夫してほしい。	有	複数	該当部分も含め、計画全体にグラフ等を追加しております。
3	第1回	1 当事者であるこどもの権利擁護の取組	子どもの権利擁護の事業については、今後もぜひ進めてほしい。	有	10	児童福祉法改正により示された子どもの権利擁護のための取組の着実な実施について記載いたしました。
4	第1回	1 当事者であるこどもの権利擁護の取組	権利擁護の事業については、母子生活支援施設も社会的養護の施設であるため、京都市としてはどうするか考える必要があるのでは。	なし	—	児童福祉法改正により定められた意見聴取等措置及び意見表明等支援事業は児童相談所による措置の対象となる児童が対象とされており、本計画において、「社会的養護に関わるこども」や「措置児童等」として対象者を書き分けております。 母子生活支援施設も社会的養護を担っていただいている施設であり、「社会的養護に関わるこども」への取組の対象として考えております。
5	第1回	4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み	里親委託率の目標値等はグラフにしたらわかりやすいのではないかと。また、乳幼児と学齢期と目標値が異なるが、全体のパーセンテージに集約されるとそれぞれの年齢階層のパーセンテージがわかりにくい。	有	21他	該当部分も含め、計画全体にグラフ等を追加しております。また、里親委託率の目標値について、乳幼児・学齢期ごとのパーセンテージを記載しております。

6	第1回	<p>5 一時保護改革に向けた取組        8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組        ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組</p>	<p>児童相談所の一時保護所入所率がパンク状態である。緊急的な保護が必要であるし、十分な余裕をもてる場所の確保を盛り込むべき。</p>	有	36、38	<p>「8 児童養護施設等の多機能化」の一つとして児童養護施設等での一時保護専用施設の整備施設数について記載しております。</p>
---	-----	---	---	---	-------	---

	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
7	第1回	6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ②親子関係再構築に向けた取組	地域で虐待ケースに対してどう援助したら分離せずにいけるのかを真剣に考えて、親子分離になる分母を減らすことが大切。 そのため、現行計画には規定がない国が示す親子関係再構築支援、親子再統合支援について、後期計画において目標を示していく必要があるのでは。	有	27	親子再統合支援事業は、委託による実施のほか、国の配置基準を踏まえて配置した児童心理司等が直接対応しています。親子再統合支援事業に係る目標については、「6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組」部分において、令和7年度～11年度の目標を記載しております。
8	第1回	7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 ②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組 2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組	里親が動けるような支援体制を作るのが大切。児童相談所の充実、施設にいる里親支援専門相談員による支援の充実が必要。難しい子どもが増えているので、未委託里親に一時保護委託やショートステイでの預かりをするべき	有	16	「子育て短期支援事業の受け皿の拡充の中で里親・ファミリーホームへの委託も検討」と記載しております。
9	第1回	8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ①施設で養育が必要なこどもの見込み	里親はもちろん増やすが、児童養護施設を減らさない方向で、社会的養護が必要な子どもを幅広く受け入れていくことが必要だと思う。	有	21	代替養育が必要な子どもの数について、現状を踏まえて、前計画から再計算を行いました。
10	第1回	10 児童相談所の強化等に向けた取組 ②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	児童相談所におけるソーシャルワークや専門性の向上が言われている。社会福祉士資格やこども家庭ソーシャルワーカー資格を持つ職員をどの程度目指すのかを盛り込むことが必要。	なし	—	創設されたばかりの「こども家庭ソーシャルワーカー」については、国において具体的な配置基準が設けられているものではなく、本計画の策定要領でも必要的記載項目として取り扱われていないことから、目標等を記載することを見送ります。

	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
11	第2回	2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組	未委託里親での一時保護や家庭で子どもたちの預かりを積極的に進めていく事業も検討いただきたい。 京都市ならではの支援をどんどん作っていけばよい。他都市の良い支援を取り入れるとともに、みんなで知恵を出し京都市でしかできないプラスを考え、子どもたちだれもが取りこぼしにならないような改革ができればよい。	有	16	「子育て短期支援事業の受け皿の拡充の中で里親・ファミリーホームへの委託も検討」と記載しております。
12	第2回	2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組	京都市では里親へのショートステイが実施されていないが、子どもを委託する前に里親へ養育経験を積むことは重要であり、委託を進めやすい。ショートステイは保護者からの虐待を防止でき、里親は各区に点在しており活用しやすいため、ぜひ里親へのショートステイを進めていただきたい。	有	16	「子育て短期支援事業の受け皿の拡充の中で里親・ファミリーホームへの委託も検討」と記載しております。
13	第2回	4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み	学齢期の子どもに関しての問題点がある。子どもの数としては大きく増えず横ばいの数字となっているが、子どもの状況が非常に重篤化している現状がある。そのあたりが数字として現れていない。施設や里親委託中の子どもにおいて自殺企図、暴力を振るう、器物破損する等といった状態の、重篤な子どもが増加している点を数字であげていただきたい。	有	—	第3回部会において、子どもの状況に関する調査報告を実施いたしました。（現状においても一定の割合で支援がケアニーズが高い児童を受け入れていることを踏まえた数値設定をしております。）
14	第2回	5 一時保護改革に向けた取組	施設も高年齢児の一時保護委託の依頼があった場合、子どもや保護者へのアセスメントができていない状態であるため、受入れが困難である。そういった大変な子どもの場合は一時保護所でまず受け入れていただけるように拡充すべきである。	有	22	一時保護児童の受入については、「5一時保護改革に向けた取組」において、一時保護所、一時保護専用施設及び委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設を含めた全体で受入枠の確保を図ることとしております。
15	第2回	7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 ① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	一時保護所の場所の問題、里親稼働率の問題について、京都市では里親リクルートに力を入れているが、実際登録された里親への委託が課題と感じていた。乳幼児の里親委託を進めていく点で、養育里親や専門里親に委託するといった視点だけに囚われないことも必要である。	有	32	登録里親の活用は以前から課題と考えており、各里親家庭の最新の状況を可視化し、共通項目で比較することで、最適な委託先の検討を行ってまいります。

	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
16	第2回	7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 ②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	これまで児童相談所が担っていたマッチング業務を、里親支援センターを活用してさらに充実した内容で推進していくこと、また、そうなる働きかけのための計画であってほしい。	有	32	里親支援センター設置後は、センターの専門職員が対象児童の情報を基に最適な里親候補を児童相談所に提案することが想定されるので、より一層充実したマッチングが行われるものと考えております。
17	第2回	8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	「妊産婦等生活援助事業の実施事業所数」の必要な取組・量として、「事業の必要性の検討」と記載されているが、虐待で死亡した児童の半数が0歳児であることや、乳児の死体遺棄事件が起きていることを踏まえ、資料の段階で検討するのは大切だが、より早急に検討すべき	有	20	0歳児の死亡事例が多く、妊産婦支援が必要な点はP20の「資源の整備・取組方針等」に追記いたしました。妊産婦等への支援施策について、引き続き検討してまいります。
18	第2回	10 児童相談所の強化等に向けた取組 ②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	児童相談所のケースワーカーが明らかに少ない。	有	48	本市における児童福祉司及び心理司の数については、国の配置基準に適応した配置を行っておりますが、国に対して配置基準の拡充を要望しており、今後も引き続き要望してまいります。
19	第3回	全体(ヒアリング)	このヒアリング対象の子どもは、比較的安定していると思われ、本当に荒れている子が求めている意見ではないので、出ている意見を少し差し引いて検討いただきたい。	有	54	調査対象者が無差別に抽出されたものではないとわかるように抽出方法を追記いたします。
20	第3回	2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 ③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	児童家庭支援センターについては、検討を要するということであったが、まさに設置について検討を要すると考える。全体のプランのなかで、すでに今年度から実施されている親子支援事業が一言も出てきていない。今後の方向も含めて親子支援事業も入れていただきたい。	一部有	36	親子支援事業については、措置費(施設機能強化推進費)による事業であり、該当項目(「2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」)の記載事項として定められていないため、当該項目での記載は見送っていますが、P36において、施設の養育機能強化のための事業として、「ニーズに応じた親子支援事業の実施」を記載しております。

	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
21	第3回	3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】	特定妊婦については、今年度すでに7件ほどの支援実績があるが、親子支援事業が入っていない。子ども家庭支援課内の横での連携がうまくいっていないのではないかと。産前産後支援を担当する係と社会的養護を担当する係との連携がうまくいっておらず、必要な文章が入っていないのではないかと。実際、危険のある特定妊婦を保護し、出産までの支援や出産後の子育て支援をしているのは親子支援事業であり、実施しているのできっちりいただければ必要がある。	有	20、36	親子支援事業については、措置費（施設機能強化推進費）による事業であり、該当項目（「2 市町村のこども家庭家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」）の記載事項として定められていないため、当該項目での記載は見送っていますが、P36において、施設の養育機能強化のための事業として、「ニーズに応じた親子支援事業の実施」を記載しております。なお、既に施設において特定妊婦支援を実施いただいていることは、P20の「資源の整備・取組方針等」に記載しています。
22	第3回	6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ②親子関係再構築に向けた取組	親子再統合支援についても検討が必要である。社会的養護の母数を減らし、里親委託率支援をあげるのももちろんだが、親子再統合支援の充実も非常に重要になる。この親子再統合支援のなかにすでに実施している「親子支援事業の活用」等と記載するなど、もう少し活用の方向を検討いただきたい。	なし	—	親子支援事業は地域の要支援等の親子を対象とし、親子分離に至る前の親子関係の再構築を目的とした事業であることから、この項目には記載しません。
23	第3回	7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 ②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	里親となると実親支援が大変である。ベテランの里親でないと、里親の気持ちと親支援というところがなかなかマッチしないので「とりあえず施設入所にしようか」という方針が出てくるのではないかと。親支援をどれくらいできるのかとなると、今はケースワーカーに支援をしていただかないと進まない。児童相談所がしっかりやりますという姿勢を見せないと、里親としては引き受けられないだろう。	有	50	各児童の自立支援計画を里親と共有し、それに基づき児童相談所が実親への援助、児童と実親との関わりを支援しております。支援計画については定期的に見直し、現状にあった支援を行っております。上記の状況を踏まえ、「(略) 家族再統合及び児童の自立支援等に係る適切な支援を実施していくため、職員の専門性の向上、支援内容の継続性の確保及び児童相談所の体制強化に努める。」と記載しております。

項番	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
24	第3回	7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 ① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	委託率75%などの数値的目標は出しておられるが、具体的にどう実現するのかという内容が見えてこない	有	32	委託率75%達成のためには、①里親委託の推進、②実親に対する里親同意の働きかけ、③家族再統合の3つの取組を着実に進める必要があるが、そのうち①里親委託の推進については、受託可能な里親を掘り起こす等により稼働率の上昇を図るなど、里親委託のペースを更に加速させてまいります。
25	第3回	8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	一時保護やショートステイ制度は絶対に必要である。施設としても人の確保さえできればやっていくべきであるという気持ちではいるので、国基準に京都市独自の加算をつけていただき、せめて職員が5人確保できるくらいにはしていただきたい。お金があればできるというところである。	一部有	36	多機能化については推進していく旨を記載しております。一時保護専用棟に対する本市独自での加算は、今後検討を行います。
26	第3回	10 児童相談所の強化等に向けた取組	児童相談所のケースワーカーにおける専門性と継続性の2つを大切にしていきたい。計画における文章上に「継続性」を付け加えてほしい。	有	50	「(略)職員の専門性の向上、支援内容の継続性の確保及び児童相談所の体制強化に努める。」に変更しております。
27	第4回	里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果	こういった標本調査をするときは無作為抽出が基本である。今回のように特別な操作をした場合、操作をしたことを明記する必要があるが、資料には調査人数と調査方法しか書いていないため、抽出方法で「職員による推薦」等と書かなければ、全体から無作為抽出したととらえてしまう。	有	54	調査対象者が無差別に抽出されたものではないとわかるように抽出方法を追記しております。
28	第4回	里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果	自由記述の部分を入所期間ごとに分類して、その時期に入った子ども特有の課題を分析し改善していく必要がある。	なし	—	内容から回答した児童が特定される可能性があることから、資料として公表はいたしません。分析の際には留意いたします。

	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
29	第4回	里親等委託児童及び児童養護施設入所者のヒアリングに関する結果	ヒアリングの結果を踏まえて、計画のどこに反映したかを示すようなポンチ絵を作られるのは難しいのか。	有	76	ヒアリング結果の最後に総括的な記載及び関連部分に抜粋を追記しております。
30	第4回	3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】	特定妊婦については、何度も意見を申し上げているが、この計画案に方向性が出ていない部分は委員として大変気になる。	有	20	P20の「資源の整備・取組方針等」を修正いたしました。
31	第4回	3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】	一番気になるのは「一定の対応はできている」という評価である。一定の対応はできているのに検討する必要があるというのは矛盾していないか。実際に取り組んでいる現場として、この状態でできていると評価されるのは本当に辛いという思い。	有	20	第1回の委員の御意見「特定妊婦への支援は非常に重要である。(略)京都市は支援をしていないわけではなく、(略)親子支援事業、産後ケア事業といった特定妊婦支援を実施している」を踏まえて「一定の対応はできている」と記載したのですが、御指摘を踏まえ、記載を修正いたしました。
32	第4回	10 児童相談所の強化等に向けた取組 ② 都道府県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	例えば、児童相談所はしっかり取り組まれているが、やはり異動が多く継続性に課題があることは他の委員から意見が出ていたが、京都市として、行政だから仕方ありませんという大人の論議で終わってしまっているのか。子どもの意見をもう少しでも聞いて反映するべきなのかという検討がみえない。	なし	—	児童相談所職員の人材異動については、本市総体として各職種の人材育成計画等に基づき実施されております。

B 計画策定の進め方

項番	部会	関連箇所	御意見内容	反映	計画掲載ページ	御意見に対する本市の考え方及び対応
1	第1回	— (部会への参加)	当事者参画は大変大事なことなのでぜひ進めてい	有	—	第2回部会から特別委員として当事者の方2名に御参加いただきました。
2	第1回	— (部会への参加)	当事者の子どもとあるが、実際意見を述べるとなると18歳以上ということかと思う。子どもすぎると意見が定まらないため、成人のほうがよい。	有	—	第2回部会から特別委員として当事者の方2名に御参加いただきました。
3	第2回	— (子どもへのヒアリング)	子どもによっては1対1でヒアリングするほうが言いやすいこともあるだろう。子どもの状況によって考慮いただきたい。	有	54	原則、児童1名に職員2名の個別ヒアリングの実施への変更いたしました。
4	第4回	全体	結果をまとめてどう計画に反映したのかが重要。「ヒアリングしました、計画を作りました」では足りないので、市として説明責任を果たしていただきたい。ヒアリングをただで終わらないということが重要なので、次の計画の見直しの部分で、結果を受けてどう反映させたかを示していただきたい。	有	75	ヒアリング結果の最後に総括的に記載及び関連部分に抜粋を記載いたします。

## 2 子どもへのヒアリングでの御意見及び本市の考え方

項番	設問番号	関連箇所・質問内容	子どもからの御意見内容	反映	御意見に対する本市の考え方及び対応
1	9	1 当事者であるこどもの権利擁護の取組 質問9 身近にいる友達や先生などのまわりの人に、言えないこと・言いにくいことがあったときに話を聞いたり、代わりに言ってくれる仕組みがあったら利用したいと思いませんか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用するかはわからないが、仕組みはあったら良いと思う。</li> <li>・ 思う。普段元気にふるまっているので、しんどいことを言うと、嘘をついていると思われるから、自分のことを何も知らない人に話を聞いてほしい。</li> <li>・ 全然関係のない人にポロって言いたいことがあるときもあると思うので、（そういった仕組みがあれば）助かる人は多いと思う。</li> </ul>	有	令和6年度から一時保護所において開始している意見表明等支援事業について、現状の課題等をふまえたうえで、児童養護施設等や里親等への拡充も検討いたします。
2	13	1 当事者であるこどもの権利擁護の取組 質問13 意見を伝える、何か相談したい場合の方法について満足していますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LINEは、友人がふざけてLINEを見ることがある。利用頻度が高く、気軽に使っているツールであるからこそ深刻な相談をするのはリスクがある。メールを使用する方が、やりやすいかもしれない。</li> <li>・ 休日や夜間も含めて、いつでも相談できる場所があればよいと思う。</li> <li>・ 子どもの権利ノートのはがき等は、記載内容が大きく取られてしまわないか心配。気軽に相談できるものがない。</li> <li>・ 匿名で深い話（身体のこととか、悩みとか）を言えるところがあれば良い。意見箱はわりとライト。子ども会議で話題になったりすることもある。</li> <li>・ 話したいと思うとき使えるものがよい。困っている時に児相のケースワーカーに電話して面談の日程調整をするが、1週間後とかになり、すぐに聞いてもらえず、時間がたつと相談する気も失せる。</li> </ul>	有	現状においても電話、メール、SNS、手紙など様々な相談窓口があるが、それぞれの相談窓口について子どもがわかりやすいよう情報を整理して伝えます。
3	20	10 児童相談所の強化等に向けた取組 ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組 質問20 ケースワーカーへの要望はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当が変わることはしんどい。自身の状況をまた一から話さないといけない。次のケースワーカーが合わない人だったらと思うと不安。</li> <li>・ 世間話をする程度。定期的に会いたい。</li> <li>・ 忙しいってわかっているのに、要望言える立場ではないけど、会いたいのは会いたい。3か月に1回とか。（要望は）ない。話聞いてもらっている。私がつべこべ言えない。仕事忙しいし、そんな不満無い。</li> </ul>	有	児童相談所の支援内容が、人事異動等に伴う担当ケースワーカーの変更により途切れることがないように、新旧のケースワーカー間での引継ぎ等を十分に行い、支援内容の継続性確保に努めます。

項番	設問番号	関連箇所・質問内容	御意見内容	反映	御意見に対する本市の考え方及び対応
4	26	<p>9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <p>② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組</p> <p>質問26 施設（里親宅）について、つまでいたいと思いますか。</p>	<p>1 高校卒業まで（18歳） 14人（48.3%）</p> <p>2 短大・専門学校卒業まで（20歳） 2人（6.9%）</p> <p>3 大学卒業まで（22歳） 4人（13.8%）</p> <p>4 就職できるまで 2人（6.9%）</p> <p>5 就職後安定するまで 0人（0.0%）</p> <p>6 ずっといたい 1人（3.4%）</p> <p>7 その他、未回答 0人（0.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設にいたほうが楽だけど、長いことはいたくない。</li> <li>基本的には高校卒業とともに施設を退所すると聞いている。</li> <li>高校卒業後、料理をするなど、練習してから卒園したい。</li> <li>1人暮らしをしたいけど不安がある。施設に居られるだけ居たいとも思う。大学進学時の支援メニューが家と施設で違う。</li> </ul>	有	<p>児童自立生活援助事業を必要とする対象者が、もれなく入居できるよう事業所を整備することを目指します。</p>
5	27	<p>9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <p>② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組</p> <p>質問27 施設（里親宅）を退所した後のことについて、どのような不安がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭面や生活力がないこと</li> <li>（自分自身が）精神的に不安定で、体調も崩しがちなので、一人で生きていけるか不安。お金の不安もある。</li> <li>金銭面、生活、就職 自分は仕事が続くかわからない。</li> <li>一人で生活していけるか不安。今は、ご飯も作ってもらえるし、朝も起こしてもらっている。洗濯は自分でしている。</li> <li>生活面。相談相手がなくなること。</li> <li>1人暮らししたいけどお金の不安がある。施設にいるから、職員が全てやってくれるから分からない。病院に1人で言ったこともないので今でも1人で行けない。1人暮らししたら聞ける人がいないから（職員には聞けない）。</li> </ul>	有	<p>社会的養護自立支援事業及び生活相談事業等の周知について、退所が近づいてきた段階ではなく、進路を考える初期から周知に取り組みます。</p> <p>社会的養護自立支援拠点の必要を認識し、設置に向けての検討を行います。</p>

項番	設問番号	関連箇所・質問内容	御意見内容	反映	御意見に対する本市の考え方及び対応
6	32	<p>9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <p>② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組</p> <p>質問32 社会的養護自立支援拠点が開設されたら利用したいですか。</p>	<p>1 全く思わない 0人 (0.0%) <input type="checkbox"/></p> <p>2 あまり思わない 6人 (20.7%) <input type="checkbox"/></p> <p>3 思う 13人 (44.8%)</p> <p>4 強く思う 10人 (34.5%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人暮らしの際や、就職にあたり、手続き面含め、わからないことは必ず出てくるため、専門的知識がある人に聞ける場所があるのは良い。</li> <li>・ あれば利用したい。居場所の提供や相談支援を受けられるのはよいと思う。</li> <li>・ 施設を出た人たちとの交流</li> <li>・ 今は児相のケースワーカーになんでも相談すればいいが、20歳過ぎるとそれもできないと聞いている。児相のような、相談を聞いてもらえる人、場所があるといい。</li> </ul>	有	社会的養護自立支援拠点の必要を認識し、設置に向けての検討を行います。